

# 共進会出品優良牛選賞規程

制定 昭35. 4. 1

改正 昭55. 4. 1 昭62. 4. 1

平 6. 4. 1 平14. 4. 1

第1条 本会は、ホルスタイン種牛の改良増殖を図るため、この規程によって共進会出品優良牛の選賞を行う。

第2条 前条の共進会とは、その名称の如何を問わず、一都道府県以上を出品区域とするものをいう。

第3条 この規程により選賞の対象となるものは、国内で生産された牛であつて、次のいずれかの条件を満たすものとする。

- (1) 本牛又は母牛に証明された検定成績があるもの
- (2) 検定成績証明申込み中又は証明された検定成績の条件が、共進会の出品区分のうち、いずれかに設けられているもの

第4条 選賞は、第2条の共進会において最高位又はこれに準ずる入賞牛についてこれを行う。ただし、最高位入賞牛が多数の場合には出品総頭数により、選賞頭数を制限することがある。

第5条 選賞牛には、本会で定めた賞状及び紫綬賞牌を授与する。ただし、系統群の牛には額章をもって賞牌に代える。

第6条 共進会の主催者が選賞を申請するときには次の事項を記載した申請書に共進会規則又はこれに準ずるものを添え、開会1月前までにこれを本会に提出するものとする。

- (1) 共進会名
- (2) 共進会開催の期日及び場所
- (3) 出品区域
- (4) 出品の種類別見込頭数及び擬賞等級別の予定頭数

第7条 前条共進会の主催者は共進会の終了後、選賞牛の種類、性、名号、登録番号、及び受賞者の住所氏名に授賞名簿を添えて本会に報告するものとする。

第8条 この規程に定めたもののほか必要な事項は、会長がこれを定める。

## 附 則

第9条 この規程は、平成14年4月1日からこれを施行する。